

北関東デジタルものづくりネットワーク規約

(名称)

第1条 このネットワークの名称は、北関東デジタルものづくりネットワーク（以下「ネットワーク」という。）と称する。

(目的)

第2条 ネットワークは、製品の試作開発サイクルにおいて、三次元のデジタルデータを利用してものづくりを行う手法や3DCAD、3Dスキャナ、3Dプリンタ等の機器を活用することで、試作開発サイクルの短期化、開発コストの低減等を図る技術（以下「デジタルものづくり」という。）をもって、北関東三県の中小企業等（以下「中小企業等」という。）の生産性向上等を支援することを目的とする。

(事業内容)

第3条 ネットワークは、次の事業を行う。

- (1) デジタルものづくりの活用事例や技術情報の蓄積
- (2) デジタルものづくりに関する技術情報の提供、技術相談、試作開発等の支援
- (3) その他中小企業等に対するデジタルものづくりの活用支援に必要な事業

(構成機関)

第4条 ネットワークの構成機関は、次のとおりとする。

- (1) 茨城県産業技術イノベーションセンター、栃木県産業技術センター及び群馬県立群馬産業技術センター
- (2) その他中小企業等のデジタルものづくりによる事業化支援に当たり必要と認められる関連企業、大学等高等教育機関、産業支援機関、金融機関等

(役員)

第5条 ネットワークに次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
 - (2) 副代表 2名
 - (3) 幹事 20名以内
- 2 代表は、栃木県産業技術センターの長の職にある者をもって充て、代表は、ネットワークを代表し総括する。
- 3 副代表は、茨城県産業技術イノベーションセンター及び群馬県立群馬産業技術センターの長の職にある者をもって充て、副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 幹事は、代表が副代表と協議の上、選任した構成機関が指名する者をもって充てる。

(役員会)

第6条 第3条に規定する事業の計画等に関する事項その他代表が必要と認める事項については、役員による会議（以下「役員会」という。）において審議し決定する。

- 2 役員会は必要に応じて代表が招集し、代表又は代表の指名する者が議長となる。
- 3 役員会は、役員総数の過半数（委任状を含む。）により成立する。
- 4 役員会の議事は、出席役員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 役員会は、必要に応じて書面による開催とすることができる。

(事務局)

第7条 ネットワークの事務局は、栃木県産業技術センターに置き、茨城県産業技術イノベーションセンター及び群馬県立群馬産業技術センターと協力の上、事業の調整等を行う。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、ネットワークの運営に必要な事項は、代表が別に定める。

附 則

この規約は、平成28年9月21日から適用する。

附 則

この規約は、平成30年7月1日から適用する。